

工場ニ於テハ從來相収益ヲ得ツテリシカ(企十二年度重  
鉛板生産高百十九万三百七十六枚價格百十四万三千七百  
九十五円)過放實施セラシタル奢侈侈品輸入税増額ニ依リ  
重鉛板ノ原料騰貴シタルニ及ビ既成品トシテ輸入セラルマ  
ニ對シテハ課税ノ適用ヲ受ケ其關係上外國品ヲ輸入  
為ニ販路ヲ壅倒ヤリし頃ニ斯業不振ニ陥リタルヲ以テ  
合社ニ於テハ之カ對策ニ付種々協議ノ結果一時生産  
ヲ休止スルニ決シ本月十五日ヨリ本月末頃迄同工場ノ  
休業スル旨發表シ従業員三十七名ニ對シテハ工場内整  
理ニ從事セシメ全日給ヲ支給シ平常通り出勤セシメ居  
ルカ目下、然職工等産其他勤惰ヲ惹起セムルカ如  
ク模様ナキニ尚注意中ニ有之

右及申(通)敬矣也

總務部

11.28

11.27

第40号

社本建業中知事等ヲ協定  
此化也、社ノ業務中ト一見ト見  
社本 社本各々  
従業員數 一〇〇人  
應接手勤用仲 園中致ニ理合、以同也、  
原因

手取例は現在、本社を理由とし、備員増額の通トを以  
行ハシ、社員 職工例ハ之ヲ不承認スルニ由リ  
職工例は、通シ、南各急下、其地、社員例ト維持シ  
南各急下、社員例ハ、社員例ハ、南各急下、社員  
を解雇スルニ由リ、(一昨) 職工例は、社員例ハ、

社本建業中知事等ヲ協定  
11.27  
第40号  
社本建業中知事等ヲ協定  
11.28  
第40号